

日本作業療法士協会 生涯教育制度 認定マニュアル【他団体用】

学術局教育部 2020

団体基準	OT協会の規定(会員数が20人以上の専門職集団であり、会則に則って学術活動が継続的に行われている集団)に準じた団体で、宮城県内を主な活動の場としている団体。	
認定該当単位	生涯教育基礎研修ポイント、または現職者共通研修「事例報告」(宮城県士会規定あり)	
申請手続き	<p>① 該当団体代表者は宮城県作業療法士会教育部へ生涯教育制度単位該当を希望する旨を伝え、他団体申請に必要な書式(①生涯教育制度の説明と協力依頼書 ②他団体認定マニュアル ③他団体認定申請書 ④受講カードの見本)を受け取り、必要事項を記入後、書類を提出する。(他団体申請書および会則)</p> <p>② 宮城県士会教育部は該当団体から他団体申請を受ける。(必要書類の確認) 団体基準に沿っていることが確認されれば理事会にて承認となる。各団体へは申請書の返却をもって認定該当の連絡とする。</p> <p>③ 各団体には研修会終了後、OT参加者へ受講カード(主催団体、研修会名、開催日時、時間(90分以上)を明記し、代表印の押印)を配布してもらう。</p> <p>④ 受講者は、受講カード等(参加の証明となる書類)を用いて、OT協会生涯教育システム上でweb申請を行い、受講履歴を登録する。(デジタル化移行に伴い変更となりました)</p>	
開催時間	90分以上	
講師について	OTの知識・技術等の向上のための知識を有しているもの。	
研修内容	作業療法に関連するもので知識及び技術の向上に結びつくもの。	
認定ポイント	参加ポイント	90分以上～1日 1P / 2日以上 2P
	発表ポイント (※加算あり)	<p>○ 1ポイント(1発表につき)</p> <p>※研修会参加(聴講)の基準も満たしている場合、参加ポイントと別に加算。</p> <p>○ 現職者共通研修「事例報告」</p> <p>※宮城県士会規程を満たして発表が行われた場合、加算可能</p>
	講師ポイント (※加算あり)	<p>90分以上～1日 1P / 2日以上 2P</p> <p>※研修会参加(聴講)の基準も満たしている場合、参加ポイントと別に加算。</p>
認定後の運用について	<p>① ポイントの付与は平成16年度開催のものからを対象とします。</p> <p>② 認定した団体はOT協会への登録を行うとともに、開催する研修会は宮城県作業療法士会会員へ定期的に広報します。</p> <p>③ 各団体の研修会開催の広報、「研修会企画運営マニュアルの企画広報」に基づき、HPを基本として広報することができます。(詳細は県士会HPをご確認ください)</p> <p>⑤ 他団体として研修会を開催した場合には、年度末に研修会報告書をまとめて(一社)宮城県作業療法士会教育部単位認定班まで提出してください。(予定。変更の可能性あり。)</p>	

注)複数県にまたがって活動している団体については、いずれかの士会で認定された段階でOT協会へ登録されるシステムになっています。当士会で認定した団体についても、認定後単位認定班より協会へ届出するものであり、すでに他士会で認定されOT協会に登録されている団体については、改めて認定の作業は行わないものとします。

*「SIG認定一覧」については、OT協会HP(<http://www.jaot.or.jp/>)より、生涯教育部 → 生涯教育制度コーナー → 「教育部生涯教育関連資料」で最新情報をご確認ください。

【他団体申請、ポイント付与等に関する照会・申請先】

(一社)宮城県作業療法士会 教育部単位認定班

〒981-1231 名取市手倉田字山無番地 宮城県立精神医療センター 大場 綾希子

TEL 022-384-2236

【ブロック勉強会開催報告書・参加者名簿提出先
(~2020)】

(一社)宮城県作業療法士会 事務局

〒980-0802 仙台市青葉区二日町 18-25

シャルム二日町 603 号

TEL・FAX 022-263-0098

E-mail miyagi-ot@comet.ocn.ne.jp

※参加者名簿は「excel」で作成してください。

【ポイントシール申請および余剰ポイント返却先(~2020)】

(一社)宮城県作業療法士会 事務局

〒980-0802 仙台市青葉区二日町 18-25

シャルム二日町 603 号

TEL・FAX 022-263-0098